

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸入を許可された貨物とみなすもの）</p> <p>第七十四条 外国貨物で、日本郵便株式会社から交付された郵便物（政令で定めるものを除く。）若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展览展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税が徴収されたもの、第六十九条の二第二項（輸出してはならない貨物）、第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）若しくは第一百八条第一項（没収）の規定により没収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで（收容貨物の公売又は売却）（第八十八条（留置貨物）及び第三百三十三条第三項（領置物件又は差押物件）において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十三条第二項（領置物件又は差押物件の公売）の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第三百三十四条第三項（領置物件又は差押物件の帰属）の規定により国庫に帰属したものの、第三百三十八条第一項（通告処分）の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したものの又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもののその</p>	<p>（輸入を許可された貨物とみなすもの）</p> <p>第七十四条 外国貨物で、郵便事業株式会社から交付された郵便物（政令で定めるものを除く。）若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展览展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税が徴収されたもの、第六十九条の二第二項（輸出してはならない貨物）、第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）若しくは第一百八条第一項（没収）の規定により没収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで（收容貨物の公売又は売却）（第八十八条（留置貨物）及び第三百三十三条第三項（領置物件又は差押物件）において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十三条第二項（領置物件又は差押物件の公売）の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第三百三十四条第三項（領置物件又は差押物件の帰属）の規定により国庫に帰属したものの、第三百三十八条第一項（通告処分）の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したものの又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもののその</p>

他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 日本郵便株式会社は、輸出され、又は輸入される郵便物(信書のみを内容とするものを除く。)を受け取ったときは、当該郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき第六十七条の申告を行う旨の申し出があつた場合その他の政令で定める場合を除き、当該郵便物を税関長に提示しなければならない。

4 第七十条の規定は、第一項ただし書の規定により検査を受ける郵便物について準用する。この場合において、同条第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」とあるのは、「第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税関の審査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない。」とあるのは「日本郵便株式会社は、その郵便物を発送し、又は名宛人に交付しない。」と読み替えるものとする。

5 税関長は、第一項ただし書の検査が終了したとき又は当該検査の必要がないと認めるときは、日本郵便株式会社にその旨を通知しなければならない。

(交付前郵便物に係る関税の徴収)

他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 郵便事業株式会社は、輸出され、又は輸入される郵便物(信書のみを内容とするものを除く。)を受け取ったときは、当該郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき第六十七条の申告を行う旨の申し出があつた場合その他の政令で定める場合を除き、当該郵便物を税関長に提示しなければならない。

4 第七十条の規定は、第一項ただし書の規定により検査を受ける郵便物について準用する。この場合において、同条第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」とあるのは、「第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税関の審査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない。」とあるのは「郵便事業株式会社は、その郵便物を発送し、又は名宛人に交付しない。」と読み替えるものとする。

5 税関長は、第一項ただし書の検査が終了したとき又は当該検査の必要がないと認めるときは、郵便事業株式会社にその旨を通知しなければならない。

(交付前郵便物に係る関税の徴収)

第七十六条の二 前条第五項の規定による通知に係る郵便物（輸入されるものに限る。）であつて名宛人に交付される前のもの（以下この条において「交付前郵便物」という。）が亡失し、又は滅却されたときは、日本郵便株式会社から、直ちにその関税を徴収する。ただし、交付前郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 (略)

3 交付前郵便物が亡失した場合には、日本郵便株式会社は、政令で定めるところにより、直ちにその旨を税関長に届け出なければならぬ。

(郵便物の関税の納付等)

第七十七条 関税を納付すべき物を内容とする郵便物（賦課課税方式が適用されるものに限る。以下この条から第七十七条の三まで及び第七十八条において同じ。）があるときは、税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、日本郵便株式会社を経て当該郵便物の名宛人に通知しなければならない。

2 日本郵便株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名宛人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取る者又は、当該郵便物を受け取る前に、同項の書面に記載された税額に相当する関税を納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を日本郵便株式会社に委託しなけ

第七十六条の二 前条第五項の規定による通知に係る郵便物（輸入されるものに限る。）であつて名あて人に交付される前のもの（以下この条において「交付前郵便物」という。）が亡失し、又は滅却されたときは、郵便事業株式会社から、直ちにその関税を徴収する。ただし、交付前郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 (略)

3 交付前郵便物が亡失した場合には、郵便事業株式会社は、政令で定めるところにより、直ちにその旨を税関長に届け出なければならぬ。

(郵便物の関税の納付等)

第七十七条 関税を納付すべき物を内容とする郵便物（賦課課税方式が適用されるものに限る。以下この条から第七十七条の三まで及び第七十八条において同じ。）があるときは、税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。

2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取る者又は、当該郵便物を受け取る前に、同項の書面に記載された税額に相当する関税を納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を郵便事業株式会社に委託しなけ

ればならない。ただし、当該郵便物を受け取るうとする者が、当該郵便物につき第六十三条第一項（保税運送）の承認を受け、その承認に係る書類を日本郵便株式会社に提示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4 (略)

5 第一項の郵便物の名宛人が第三項の規定により当該郵便物に係る関税を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、第八条第四項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書とみなす。

6～8 (略)

(郵便物に係る関税の納付委託)

第七十七条の二 郵便物に係る関税を納付しようとする者は、前条第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に同条第四項の納付書を添えて、これを日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託することができる。

2 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、前項の規定により納付しようとする税額に相当する金銭を日本郵便株式会社に交付したときは、当該交付した日に当該関税の納付があつたものとみなして、第十二条（延滞税）の規定を適用する。

(日本郵便株式会社による関税の納付等)

第七十七条の三 日本郵便株式会社は、前条第一項の規定により郵便物

ればならない。ただし、当該郵便物を受け取るうとする者が、当該郵便物につき第六十三条第一項（保税運送）の承認を受け、その承認に係る書類を郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4 (略)

5 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る関税を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、第八条第四項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書とみなす。

6～8 (略)

(郵便物に係る関税の納付委託)

第七十七条の二 郵便物に係る関税を納付しようとする者は、前条第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に同条第四項の納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託することができる。

2 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、前項の規定により納付しようとする税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付したときは、当該交付した日に当該関税の納付があつたものとみなして、第十二条（延滞税）の規定を適用する。

(郵便事業株式会社による関税の納付等)

第七十七条の三 郵便事業株式会社は、前条第一項の規定により郵便物

に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに、当該委託を受けた関税の額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

2 日本郵便株式会社は、前条第一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を税関長に報告しなければならない。

3 日本郵便株式会社が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を日本郵便株式会社から徴収する。

4 税関長は、第一項の規定により日本郵便株式会社が納付すべき関税については、日本郵便株式会社に対して前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者から徴収することができない。

5 税関長は、第二項の規定による報告があつた場合において必要があるとき、日本郵便株式会社に対し、当該報告に係る郵便物に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに、当該委託を受けた関税の額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

2 郵便事業株式会社は、前条第一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を税関長に報告しなければならない。

3 郵便事業株式会社が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を郵便事業株式会社から徴収する。

4 税関長は、第一項の規定により郵便事業株式会社が納付すべき関税については、郵便事業株式会社に対して前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者から徴収することができない。

5 税関長は、第二項の規定による報告があつた場合において必要があるとき、郵便事業株式会社に対し、当該報告に係る郵便物に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

(帳簿の備付け)

第七十七条の四 日本郵便株式会社は、政令で定めるところにより、第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)の規定により委託を受けた関税の納付に関する事務に係る事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

(違法行為等の是正)

第七十七条の五 税関長は、日本郵便株式会社が第七十七条の三第二項(日本郵便株式会社による関税の納付等)若しくは前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 日本郵便株式会社は、前項の規定による税関長の求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を税関長に報告しなければならない。
(原産地を偽つた表示等がされている郵便物)

第七十八条 輸入される郵便物中にある信書以外の物にその原産地について直接若しくは間接に偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がされているときは、税関長は、その旨を日本郵便株式会社に通知しなければならない。

2 日本郵便株式会社は、前項の通知を受けたときは、名宛人に、その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させなければならない。

(帳簿の備付け)

第七十七条の四 郵便事業株式会社は、政令で定めるところにより、第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)の規定により委託を受けた関税の納付に関する事務に係る事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

(違法行為等の是正)

第七十七条の五 税関長は、郵便事業株式会社が第七十七条の三第二項(郵便事業株式会社による関税の納付等)若しくは前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、郵便事業株式会社に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 郵便事業株式会社は、前項の規定による税関長の求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を税関長に報告しなければならない。
(原産地を偽つた表示等がされている郵便物)

第七十八条 輸入される郵便物中にある信書以外の物にその原産地について直接若しくは間接に偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がされているときは、税関長は、その旨を郵便事業株式会社に通知しなければならない。

2 郵便事業株式会社は、前項の通知を受けたときは、名あて人に、その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させなければならない。

3 名宛人が第一項の表示を消し、又は訂正しないときは、日本郵便株式会社は、その郵便物を交付してはならない。

(郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し)

第七十八条の二 日本郵便株式会社は、輸出の許可を受けた郵便物であつて輸出されていないものについて、差出人から当該郵便物を取り戻す旨の請求があつた場合その他の政令で定める場合には、直ちにその旨を税関長に通知するとともに、当該郵便物を当該輸出の許可を受けた際(第七十三条の二(輸出を許可された貨物とみなすもの)の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合にあつては、第七十六条第五項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定により通知された際)に入れられていた保税地域に入れなければならない。

2
4 (略)

3 名あて人が第一項の表示を消し、又は訂正しないときは、郵便事業株式会社は、その郵便物を交付してはならない。

(郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し)

第七十八条の二 郵便事業株式会社は、輸出の許可を受けた郵便物であつて輸出されていないものについて、差出人から当該郵便物を取り戻す旨の請求があつた場合その他の政令で定める場合には、直ちにその旨を税関長に通知するとともに、当該郵便物を当該輸出の許可を受けた際(第七十三条の二(輸出を許可された貨物とみなすもの)の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合にあつては、第七十六条第五項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定により通知された際)に入れられていた保税地域に入れなければならない。

2
4 (略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（郵政会社等の役職員の取扱い）</p> <p>第二十条の三（略）</p> <p>2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>日本郵便株式会社</u></p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>3 財務大臣は、<u>前項第三号又は第四号</u>の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。</p> <p>4（略）</p>	<p>附則</p> <p>（郵政会社等の役職員の取扱い）</p> <p>第二十条の三（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>郵便事業株式会社</u></p> <p>三 <u>郵便局株式会社</u></p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>3 財務大臣は、<u>前項第四号又は第五号</u>の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。</p> <p>4（略）</p>

特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（願書等の提出の効力発生時期）

（願書等の提出の効力発生時期）

第十九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。）（第一条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。

第十九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。）（第一条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）（第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの）（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものと

みなす。

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次に掲げる資産の譲渡</p> <p>イ <u>日本郵便株式会社</u>が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）に規定する委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。）を含む。）における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）<u>第三条第一項各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）</u>若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙（別表第二において「印紙」と総称する。）の譲渡</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四（同上）</p> <p>イ <u>郵便事業株式会社</u>が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）<u>第三条第一項（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）に規定する郵便局株式会社の営業所若しくは同法第八条第一項（施設等の設置）に規定する再委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。）を含む。）</u>における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）<u>第三条第一項各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）</u>若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲</p>

五
十三
(略)

ロ・ハ
(略)

五
十三
(略)

ロ・ハ
(略)

げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印
紙(別表第二において「印紙」と総称する。)の譲渡

改 正 案	現 行
<p>（送達場所等の届出）</p> <p>第百四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。第百六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達</p> <p>三（略）</p> <p>（補充送達及び差置送達）</p> <p>第百六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所にお</p>	<p>（送達場所等の届出）</p> <p>第百四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所（郵便事業株式会社から当該送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む。第百六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達</p> <p>三（略）</p> <p>（補充送達及び差置送達）</p> <p>第百六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所にお</p>

いて書類を交付すべきときも、同様とする。

2・3 (略)

いて書類を交付すべきときも、同様とする。

2・3 (略)

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（附則第三十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵便局（日本郵便株式会社の営業所であつて、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うものをいう。以下同じ。）において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。</p> <p>（郵便局の指定等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社と協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 地方公共団体は、日本郵便株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局のうち、郵便局株式会社の営業所であるものをいう。以下同じ。）において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。</p> <p>（郵便局の指定等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、郵便局株式会社に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。</p>

(報告の請求等)

第四条 地方公共団体の長は、個人情報の適正な取扱いを確保する等郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2・3 (略)

(日本郵便株式会社の責務)

第五条 日本郵便株式会社は、事務取扱郵便局の職員が郵便局取扱事務に関して知り得た情報を当該郵便局取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

(報告の請求等)

第四条 地方公共団体の長は、個人情報の適正な取扱いを確保する等郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するため必要があると認めるときは、郵便局株式会社に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2・3 (略)

(郵便局株式会社の責務)

第五条 郵便局株式会社は、事務取扱郵便局の職員が郵便局取扱事務に関して知り得た情報を当該郵便局取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（附則第三十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（失効等）</p> <p>第二条 附則第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第四十二条、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項及び第三項の規定は、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日限り、その効力を失う。</p> <p>2 （略）</p> <p>（日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第四十五条（略）</p> <p>第四十九条 旧公社法施行法の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で旧公社法施行法の施行後も従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、次に掲げる者が郵政事業特別会計として存続するものとみなし、政令で定めるところにより、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日本郵便株式会社</p>	<p>附則</p> <p>（失効等）</p> <p>第二条 附則第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第四十二条、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項及び第三項の規定は、平成二十九年九月三十日限り、その効力を失う。</p> <p>2 （略）</p> <p>（日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第四十五条（略）</p> <p>第四十九条 （同上）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 郵便事業株式会社</p> <p>三 郵便局株式会社</p>

- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)

第五十条、第五十四条 (略)

第五十五条 旧公社法施行法附則第三十条第一項に規定する事業団等の役員であつた組合員に係るこの法律の施行後の第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(附則第九十二条及び第九十四条において「新国共済法」という。)の規定の適用については、旧公社法施行法附則第三十条の規定は、なおその効力を有する。

第五十六条 (略)

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 旧公社の職員から引き続き第十二条の規定による改正前の国家公務員法(以下この条において「旧法」という。)(第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員(旧公社の職員を除く。以下この条及び附則第七条において「一般職国家公務員」という。)(となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する第十二条の規定による改正後の国家公務員法第八十二条第一項第一号及び第八十四条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる第一百十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。旧公社の職員としての在職期間が旧法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間

- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)

第五十条、第五十四条 (略)

第五十五条 旧公社法施行法附則第三十条第一項に規定する事業団等の役員であつた組合員に係るこの法律の施行後の第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(附則第九十二条から第九十五条までにおいて「新国共済法」という。)の規定の適用については、旧公社法施行法附則第三十条の規定は、なおその効力を有する。

第五十六条 (略)

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 旧公社の職員であつた者に関する第十二条の規定による改正後の国家公務員法(以下この条において「新法」という。)(第八十二条第一項第一号及び第八十四条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる第一百十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 (略)

2 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、それぞれ日本郵政株式会社、日本郵便株式会社(郵政民営化法第七十六条の二の規定による定款の変更前の郵便局株式会社及び同法第七十六条の三の規定による合併前の郵便事業株式会社を含む。)、郵便貯金銀行及び郵便保険会社を退職した者に係る附則第八十七条第一項の規定に基づく新退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額を、政令で定めるところにより、一般会計に納付しなければならない。この場合において、一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、第三十四条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第二条の規定を準用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 (略)

第九十一条 削除

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 (略)

2 承継会社は、当該承継会社を退職した者に係る附則第八十七条第一項の規定に基づく新退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額を、政令で定めるところにより、一般会計に納付しなければならない。この場合において、一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、第三十四条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第二条の規定を準用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 (略)

第九十一条 郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び機構は、承継計画において定めるところに従い、前条第

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした場合において旧公社において負担すべきこととなるものについては、国家公務員共済組合法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等が負担する。

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 (略)

2 旧法第二条第二項第六号に掲げる職員から引き続き一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する第一百十二条の規定による改正後の国家公務員倫理法(以下この条において「新法」という。)(第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員であつたこととみなす。旧公社の職員としての在職期間が第十二条の規定による改正前の国家公務員法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

三項の規定により日本郵政株式会社が納付義務を負うこととなる市町村納付金等に要する費用の一部を負担するものとする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした場合において旧公社において負担すべきこととなるものについては、新国共済法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等が負担する。

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 (略)

2 旧法第二条第二項第六号に掲げる職員であつた者に対する第一百十二条の規定による改正後の国家公務員倫理法(以下この条において「新法」という。)(第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員であつたこととみなす。

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員から引き続き一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する新法第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員であつたこととみなす。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 (略)

5 旧公社の職員から引き続き一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「新特労法」という。）第二条第四号の職員のうち旧公社の職員から引き続き一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員であつた者に対する新法第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員であつたこととみなす。

4 (略)

5 旧公社の職員であつた者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「新特労法」という。）第二条第四号の職員のうち旧公社の職員であつた者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（附則第三十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国等に対する寄附金等）</p> <p>第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、<u>日本郵便株式会社</u>、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構（以下この条において「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認め</p>	<p>附 則</p> <p>（国等に対する寄附金等）</p> <p>第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、<u>郵便事業株式会社</u>、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構（以下この条において「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他や</p>

られる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

むを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）（附則第四十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（郵政民営化法の一部改正）</p> <p>第百五十六条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十五条第五項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）」、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）」、第八百七十二条の二」に改める。</p> <p>第百五十七条 削除</p>	<p>（旧郵政民営化法の一部改正）</p> <p>第百五十六条 郵政改革法（平成二十三年法律第 号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十五条第五項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）」、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）」、第八百七十二条の二」に改める。</p> <p>（旧郵政民営化法の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第百五十七条 この法律の施行の日が郵政改革法附則第二号に掲げる規定の施行の前となる場合には、前条の見出し中「旧郵政民営化法」とあるのは「郵政民営化法」と、同条中「郵政改革法（平成二十三年法律第 号）（第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）（平成二十三年法律第 号）（第一条の規定による廃止前の郵政民営化法）（平成十七年法律第九十七号）」とあるのは「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」とする。</p>

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）（附則第四十一条 関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>第十四条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第二条の規定により政府が保有していなければならぬ株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 （同上）</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 附則第十四条及び第十六条（附則第十四条に係る部分に限る。）の規定 郵政改革法（平成二十三年法律第 号）の施行の日</p> <p>第十四条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成二十三年法律第 号）第三条の規定により政府が保有していなければならぬ議決権に係る株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（郵政民営化法の一部改正）</p> <p>第十一条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第百三十九条第二項中「第百六条第五項」を「第百六条第八項」に改め、同条第八項中「第十四号」を「第十五号」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。</p>	<p>附 則</p> <p>（郵政改革法の一部改正）</p> <p>第十一条 郵政改革法（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十六条第二項第二号中「第十四号」を「第十五号」に改める。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>十三 第一条中租税特別措置法第五十七条の九の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第六十八条の五十八の二を削る改正規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項並びに第三十六条第二項及び第三項の規定 <u>郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日</u></p> <p>十四（略）</p> <p>（法人の準備金に関する経過措置）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 旧租税特別措置法第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日を含む事業年度開始の前日に開始した事業年度の所得の金額の計算については、なお従前の例による。</p> <p>3 日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日を含む事業年度</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>十三 第一条中租税特別措置法第五十七条の九の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第六十八条の五十八の二を削る改正規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項並びに第三十六条第二項及び第三項の規定 <u>日本郵政株式会社法（平成二十四年法律第 号）の施行の日</u></p> <p>十四（略）</p> <p>（法人の準備金に関する経過措置）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 旧租税特別措置法第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日前に開始した事業年度の所得の金額の計算については、なお従前の例による。</p> <p>3 日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日において有する</p>

開始の日において有する旧租税特別措置法第五十七条の九第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第三十六条 (略)

2 旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている連結親法人である日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日を含む連結事業年度開始の前日に開始した連結事業年度の連結所得の金額の計算については、なお従前の例による。

3 連結親法人である日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日を含む連結事業年度開始の日において有する旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

旧租税特別措置法第五十七条の九第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、同日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第三十六条 (略)

2 旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている連結親法人である日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日前に開始した連結事業年度の連結所得の金額の計算については、なお従前の例による。

3 連結親法人である日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日において有する旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、同日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第号）（附則第四十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一～四（略）</p> <p>第二条～第二十七条（略）</p> <p>（防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部改正）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）<u>第一百七十二条</u></p> <p>五（略）</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>一～四（略）</p> <p>第二条～第二十七条（略）</p> <p>（防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部改正）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四（略）</p>

改正案	現行
<p>（任務）</p> <p>第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づき命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七十八 （略）</p> <p>七十九 郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うもの）とされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をい</p>	<p>（任務）</p> <p>第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づき命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一～七十八 （略）</p> <p>七十九 郵便事業に関すること。</p>

う。)に関すること。

七十九の二 (略)
七十九の三 (略)
八十九 (略)
(総合通信局等)

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十九号の三、第九十四号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

2 4 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 (略)

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
(略)	(略)
(削る)	(削る)

七十九の二 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関すること。

七十九の三 社会・地域貢献基金に関すること。
七十九の四 (略)
七十九の五 (略)
八十九 (略)
(総合通信局等)

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十九号の五、第九十四号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

2 4 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 (略)

2 (同上)

期限	事務
(略)	(略)
平成二十九年	郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)に規

3 (略)	郵政民営化法 (平成十七年 法律第九十七 号) 第八条に 規定する移行 期間の末日	(略)	
		郵政民営化法に規定する事務を行うこと。	(略)

3 (略)		(略)	九月三十日
		(略)	定する事務を行うこと。